

外貨定期預金規定

1. (通貨の種類)

- (1) この預金の外国通貨（以下「外貨」といいます。）の種類は、当行所定の種類に限定します。
- (2) 国家の統合や国家間の条約により通貨が統合される場合および新しい貨幣単位がつけられ旧貨幣単位との切替えになる場合など、外貨の名称が変更になる場合には、都度当行はこの預金の外貨の表示方法を変更するものとします。
- (3) この預金口座には、1つの口座につき1種類の外貨の預金を取扱うものとします。

2. (適用外国為替相場)

この預金の預入れまたは解約する際、外貨と他の通貨との間の換算は、当行所定の外国為替相場により取扱います。

3. (外国為替先物予約)

- (1) 外国為替先物予約
 - ① この預金について、当行が認めた場合には、将来の満期日（継続した場合はその満期日。以下、同様とします。）において、税引後の元利金を円貨に交換する際に適用する外国為替相場の予約（以下「為替予約」といいます。）を、当行所定の方法により締結することができます。
 - ② 為替予約を締結したときは、当該予約にかかるこの預金は、満期日に解約し、税引後の元利金を当該為替予約により締結した外国為替相場にて円貨に交換のうえ、あらかじめ指定された円貨の預金口座に入金するものとします。
- (2) 為替予約を締結した場合の満期日前の解約等
為替予約を締結したときは、当該為替予約にかかるこの預金の満期日前の解約はできません。
ただし、当行がやむを得ないと認めて、この預金の満期日前の解約に応じる場合には、当該為替予約を解約します。この取扱いにより発生するいっさいの手数料、費用、損害金はこの預金の元利金をもって充当するものとし、不足が発生する場合は、預金者は直ちに当行へ支払うものとします。

4. (取扱日)

この取引は、銀行窓口休業日のお取扱いはできません。

5. (取扱店の範囲)

この預金は、原則この預金口座のお申込店（以下、当店といいます。）のみで預入れまたは払戻しができます。

6. (預金の預入れ)

- (1) 預入金額の一口あたりの預入金額は、当行所定の金額以上とします。
- (2) 預入期間は、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年及び期日指定方式があります。

7. (預金の解約手続)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の解約請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当店に提出してください。

【外貨定期預金規定】

- (2) 前項の解約の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 外貨現金による払戻しはお取扱いしておりません。

8. (手数料)

預金に関して行う取引の諸手数料および諸費用については、取引の都度、当行所定の料率により申し受けます。この場合、当行の都合により、これらの手数料および費用を当行所定の為替相場により計算した当該外貨相当額を預金残高から当行において差引くことができるものとします。

9. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以降に利息とともにお支払いいたします。

10. (満期日の取扱い方法)

この預金の満期日の取扱いについては、「期日型（非継続扱い）」「自動継続扱い」のいずれかを選択することができます。

11. (自動継続)

- (1) 自動継続扱い分は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続した預金についても同様とします。
- (2) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後にお支払いいたします。
- (3) 自動継続扱い分の満期日における利息は後記（5）の型別取扱方法の通り、あらかじめ指定された元利継続型（元加式）、利息受取型（利払式）の区分に応じ取り扱います。継続を停止した場合における満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替日の前日までの日数について解約日または書替日における同一通貨建の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともにお支払いいたします。
- (4) 自動継続した場合、継続した預金の利率は継続日における当行所定の利率によるものとします。
- (5) この預金の自動継続扱いの満期日における型別取扱方法は次のとおりとします。
元利継続型…元金と利息を合わせ、前回と同一の期間の預金に自動継続します。
利息受取型…元金は前回と同一の期間の預金に自動継続し、利息は、あらかじめ指定された預金口座（同一通貨建の口座）へ自動入金します。

12. (利息)

- (1) この預金の利息は預入日（継続をしたときはその継続日。以下同様とします。）から満期日の前日までの日数について、預入日の当行所定の利率によって計算し、満期日以降にこの預金とともにお支払いいたします（自動継続の場合は満期日に元金に組入れて継続するか、または指定口座に入金します。）。
- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、同一通貨建の外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともにお支払いいたします。
- (3) 当行がやむを得ないものと認めて、満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について同一通貨建の外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともにお支払いいたします。

【外貨定期預金規定】

(4) この預金の付利単位は預入外貨の1通貨単位とします。

13. (解約等)

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第19条第1項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(3) この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約す

【外貨定期預金規定】

ることができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (4) 前 2 項により、この預金口座を解約する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。また、この預金口座が解約された場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の解約または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

16. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、家庭裁判所の審判により、預金者の補助人、保佐人、後見人について、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補填を請求することができます。

18. (盗難証書による不正な払戻し等)

- (1) 個人の預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 証書の盗難に気付いてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

【外貨定期預金規定】

- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行が補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当行は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償また不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った損害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

19.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入

【外貨定期預金規定】

れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合の手続については、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

21. (準拠法、裁判管轄権、規定等)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とし、日本における外国為替関連法規等が適用されます。

(2) この預金取引並びに為替予約に関する訴訟については、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

22. (規定等の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021年10月現在)